



2025年10月

企業会計基準公開草案第91号

収益認識に関する会計基準（案）

企業会計基準公開草案第 91 号「収益認識に関する会計基準（案）」

2025 年 10 月 29 日

企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（最終改正 2024 年 9 月 13 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第 29 号</p> <p>収益認識に関する会計基準</p> <p>2018 年（平成 30 年）3 月 30 日 改正 2020 年 3 月 31 日 改正 2024 年 9 月 13 日 <u>最終改正 20XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第 29 号</p> <p>収益認識に関する会計基準</p> <p>2018 年（平成 30 年）3 月 30 日 改正 2020 年 3 月 31 日 <u>最終改正 2024 年 9 月 13 日</u> 企業会計基準委員会</p>
<p>会計基準</p> <p>I. 範囲</p> <p>3. 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>(削除)</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>	<p>会計基準</p> <p>I. 範囲</p> <p>3. 本会計基準は、次の(1)から(7)を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p>
<p>IV. 開示</p> <p>1. 表示</p>	<p>IV. 開示</p> <p>1. 表示</p>

公開草案	現行
<p>79-2. <u>損益計算書に区分表示する場合を除き、契約資産又は顧客との契約から生じた債権に係る貸倒引当金の繰入額と取崩額及び直接減額の金額は、契約資産又は顧客との契約から生じた債権以外の債権及び満期保有目的の債券に係る貸倒引当金の繰入額と取崩額及び直接減額の金額と区分して注記する。</u></p>	(新 設)
<p>V. 適用時期等 1. 適用時期 83-3A. <u>20XX 年改正の本会計基準（以下「20XX 年改正会計基準」という。）の適用時期は、20XX 年改正の金融商品会計基準（以下「20XX 年改正金融商品会計基準」という。）の適用時期と同様とする。</u></p>	<p>V. 適用時期等 1. 適用時期 (新 設)</p>
<p>2. 経過措置 (3) 20XX 年改正会計基準を適用する場合の経過措置 89-5. <u>20XX 年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</u></p>	<p>2. 経過措置 (新 設)</p>
<p>89-6. <u>20XX 年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	(新 設)
<p>89-7. <u>20XX 年改正会計基準の適用初年度においては、第 79-2 項に記載した内容を適用初年度の比較情報に記載することを要しない。</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>20XX年改正会計基準の公表</p> <p>96-4. <u>20XX年改正会計基準においては、20XX年の金融商品会計基準の改正に伴い、「範囲」の記載の一部を削除するとともに、契約資産又は顧客との契約から生じた債権に係る貸倒引当金の繰入額と取崩額及び直接減額の金額の開示の定めを追加した。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>(新設)</p>
<p>I. 範囲</p> <p>107. 2020年改正会計基準公表時点で、当委員会は金融商品会計基準について見直しを行っているところであったため、顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料については、金融商品会計基準の見直しと合わせて検討を行う予定とされていた。</p>	<p>I. 範囲</p> <p>107. 2020年改正会計基準公表時点で、当委員会は金融商品会計基準について見直しを行っているところである。<u>顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料については、金融商品会計基準の見直しと合わせて検討を行う予定である(本会計基準第3項(5)参照)。</u></p>
<p>107-2. <u>20XX年改正金融商品会計基準において、予想信用損失モデルの対象となる金融資産について原則として実効金利法による償却原価法を適用することとし、これに合わせて金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料の会計処理を移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」において定めることとした。これに伴い、金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料は本会計基準第3項(1)に含まれることとなったため、20XX年改正会計</u></p>	<p>(新設)</p>

公開草案	現行
<p><u>基準において、本会計基準の適用を除外する項目から削除した（本会計基準第3項(5)参照）。</u></p>	
<p>Ⅲ. 会計処理 （IFRS 第15号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの） 4. 契約資産、契約負債及び顧客との契約から生じた債権 <u>150-4. 20XX年の金融商品会計基準の改正において、債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とすることとした（金融商品会計基準第14項）。</u> <u>この点、契約資産が金銭債権に該当するか否かについて言及しないとする方針を変更していないため、20XX年改正金融商品会計基準において契約資産に関する定めを設けていない。しかしながら、本会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する（本会計基準第77項参照）とされていることから、契約資産についても予想信用損失モデルが適用され、開示も含めて、企業会計基準適用指針第XX号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）における債権の取扱いに準じて取り扱うことになると考えられる。</u></p>	<p>Ⅲ. 会計処理 （IFRS 第15号の定め及び結論の根拠を基礎としたもの） 4. 契約資産、契約負債及び顧客との契約から生じた債権 （新設）</p>
<p>Ⅳ. 開示 1. 表示</p>	<p>Ⅳ. 開示 1. 表示</p>

公開草案	現行
<p>158. <u>2020年改正会計基準公表時点では、IFRS第15号において要求されている顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示に関しては、IFRS第9号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっているため、同様の開示を求めることは困難であると判断した。2020年改正会計基準公表時点で、金融商品会計基準については見直しを行っているところであつたため、当該開示については金融商品会計基準の見直しと合わせて検討することとし、2020年改正会計基準においては求めないこととした。</u></p>	<p>158. IFRS第15号において要求されている顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示に関しては、IFRS第9号「金融商品」における金融資産の減損に関する定めと、我が国における貸倒引当金繰入額及び貸倒損失額に関する定めが異なっているため、同様の開示を求めることは困難であると判断した。2020年改正会計基準公表時点で、金融商品会計基準については見直しを行っているところである。<u>当該開示については金融商品会計基準の見直しと合わせて検討することとし、本会計基準において求めないこととした。</u></p>
<p><u>158-2. 20XX年に金融商品会計基準の改正を行い、予想信用損失モデルを採用し、さらに貸倒引当金の繰入額と取崩額及び直接減額の金額の表示を予想信用損失適用指針において定めた。このため、前項に記載した困難な状況が解消されたとして、改めてIFRS第15号において要求されている顧客との契約から生じた債権又は契約資産について認識した減損損失の開示について検討を行った。審議の結果、IFRS第15号と同様の開示を求めることとした（本会計基準第79-2項参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>V. 適用時期等 1. 適用時期 <u>210-2. 20XX年の本会計基準の改正は、20XX年の金融商品会計基準の</u></p>	<p>V. 適用時期等 1. 適用時期 (新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>改正に伴うものであるため、20XX 年改正会計基準の適用時期は 20XX 年改正金融商品会計基準の適用時期と同様とした（本会計基準第 83-3A 項参照）。</u></p>	
<p>2. 経過措置 （3）20XX 年改正会計基準を適用する場合の経過措置 217. <u>20XX 年改正会計基準の経過措置については、20XX 年改正金融商品会計基準と同様に、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとした（本会計基準第 89-5 項参照）。</u></p>	<p>2. 経過措置 （新 設）</p>
<p>218. <u>また、20XX 年改正会計基準の適用初年度については、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととし（第 89-6 項参照）、また、第 79-2 項に記載した内容を適用初年度の比較情報に記載することを要しないと</u> <u>した（第 89-7 項参照）。</u></p>	<p>（新 設）</p>

以 上